

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 鳴門市長、鳴門市消防長、鳴門市企業局長、鳴門市議会議長、鳴門市代表監査委員、
鳴門市公平委員会、鳴門市選挙管理委員会、鳴門市農業委員会、鳴門市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.5%
全職員	78.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.3%
本庁課長相当職	100.1%
本庁課長補佐相当職	100.1%
本庁係長相当職	93.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.8%
31～35年	92.0%
26～30年	92.0%
21～25年	90.1%
16～20年	87.6%
11～15年	92.5%
6～10年	94.0%
1～5年	97.2%

【説明欄】

- ・住居手当および扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、それぞれの受給者に占める男性の割合は、住居手当が70.2%、扶養手当が85.1%である。
- ・相対的に給与水準の低い会計年度任用職員のうち、女性が占める割合は58.5%となっており、全職員で比較した際に男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。